

平成29年12月18日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会  
委員長 岩井 秀一

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

#### 第65号議案 古賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等が入居者である場合の収入申告義務の緩和等について定めるため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

1. 第7次地方分権一括法が平成29年7月26日に一部施行され、改正公営住宅法が施行されたことに伴い、「認知症である患者等の収入申告義務の免除」について規定するもの。市営住宅入居者については、年に一度、住宅家賃決定のために、収入状況の調査を実施しているが、今回の改正により認知症患者等で収入申告が困難な場合には、古賀市が必要な書類を閲覧することにより、把握した対象者の収入に基づき家賃の決定をすることができるというもの。
2. 市営住宅入居要件のひとつである「収入基準」のうち、高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯といった裁量階層世帯という項目の中に「中学校卒業までの子どもがいる世帯」を規定するもの。収入基準については通常一般世帯であれば月間所得額が158,000円以下となっているが、60歳以上の方で構成される世帯や障がい者の方がいる世帯などは裁量階層世帯として月間所得額が214,000円以下となっている。現在、小学校就学前の子どもがいる世帯についても、この裁量階層世帯として運用しているが、今回の改正により子育て世帯の応援ということから「中学校卒業までの子どもがいる世帯」まで対象を拡大するというもの。

#### 【意見】

なし

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。